

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 1 月 13 日 (水) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火, 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限 (畜産課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 16 号 の 2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿 児 島 県 規 則 第 83 号）第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 区 域 を 定 め、家 畜 及 び 物 品 の 移 動 並 び に 区 域 外 へ の 移 出（以 下「搬 出」とい う。）を 制 限 し た。

令 和 3 年 1 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 移 動 の 制 限

(1) 移 動 を 制 限 し た 区 域

さつま町（旭町、宮之城屋地（永尾、丸岡、虚空蔵岡、橋之口、後岡、溝添、高付、小松山、川原、前岡、大丸、大麦田、東谷、東平、白尾及び本新蔵の区域に限る。）、求名（羽有、梶原、船橋及び堂ノ迫の区域に限る。）、虎居（井穴口、外園、鬼ヶ平、京塚原、原ノ口、庚申田、轟原、山前、四反田、市来島原、小坂、松ヶ迫、西ヶ迫、雪山、登鹿倉及び並松の区域に限る。）、広瀬（阿字賀山、宇都、羽太郎、園田、横石、下ノ原、下黒岩、下木渋、仮屋、仮屋田、加治屋ノ前、柿喰、檜木、官社塚、岩下、岩元、岩戸、鬼田山、亀石、久木元、宮元、宮田、宮田ヶ原、宮之脇、旧寺山、牛ノス子、月ノ峯、建割、後平、御堂、広瀬、江ケン谷、妻ヶ原、山下、山川、寺田、篠田、篠田頭、十文字、小松島、小牟田、松ヶ迫、菖蒲ヶ丸、上ノ鍋田、上黒岩、新地、深牟田、諏訪ノ迫、瀬戸口、西道正、青芝野、石原、石塔、石塔ノ下、川原田、浅畑、前田、前島、前畑、前目、大谷、大平、池田、池之原、中原、中棚、中尾、長谷、通山、通山ノ下、島田、東光山、東道正、豆漬、堂ヶ迫、道下、内屋敷、馬越、梅木、八ノ別当、抜川、不動谷、本井手ノ口、摩利支天、妙見、野中及び六地藏の区域に限る。）、轟町、時吉、神子（ユガイ、井手迫、園畑、横枕、下山、下湯田原、鬼ノ辻、宮原坂、宮之脇、後迫、坂ノ下、山下、小松ヶ元、小瀬、水天ヶ迫、水天ノ元、清水、石橋段、川水流、大明神ノ後、大明神前、堀ノ下、牟田山、餅田、野中、立迫及び櫃ヶ迫の区域に限る。）、鶴田（ハシケ、フケン丸、ホキ山、ヲホキ、下ハシケ、下原、丸尾、久保田、宮ノ段、古城、向ハシケ、高付、黒岩、坂ノ下、崎松、山角、菖蒲ヶ迫、上ノ原、上原、上矢、神崎前、仁田尾、諏訪防、水口、水口山、水鐘山、管元、赤坂、前ハシケ、前田、大丸、大迫、炭床、竹ノ下、竹下、茶園ヶ迫、中野、町ノ後、鳥越、天神前、殿村下、田間田、田島、島廻り、萩ノ平、樋脇、尾向、蓑崎、木場ヶ迫、矢十堀及び柳ヶ丸の区域に限る。）、田原（チシャノ木、ツツジ原、ニガ木、ヨキトキ、井手ノ山、菌田、開元、叶ヶ宇都、久保園、宮ノ脇、宮田、宮之後、九尾、古城、古野山、戸平、向田、高原、高祖宮之脇、高祖山、高祖前田、轟ノ上、砂取、坂ノ下、山ノ口、市ヶ迫、柴立、首塚、修理田、十山、小松ヶ尾、小西、小陳、焼香、上大迫、上鶴ヶ城、神ノ原、神ノ脇、身ノ山、水溜、瀬ノ内、西ノ前、西十山、石原、船岩ノ段、前ノ原、前田、前平、鼠ヶ城、倉内、大丸、大岩ヶ迫、大宮田、大杉、大迫、中大迫、中棚、丁子平、長

迫, 長尾, 椎木, 鶴ヶ城, 鶴ヶ石, 天ヶ石, 土地, 唐ヶ迫, 東十山, 湯穴ノ口, 藤ヶ丸, 楠島, 飛渡, 布田, 風呂ノ山, 平段, 平野, 北鶴ヶ城, 堀跡, 本高祖, 木場ヶ原, 餅坂, 野元, 柳ヶ迫, 落ノ平, 和田藪, 濱川及び箕詰の区域に限る。), 湯田(一辻, 鶴ノ巢, 雲葉, 猿坂, 下五敷, 下別府, 叶山, 宮ノ下, 供養原, 供養山, 好田, 高花段, 高迫, 高樋口, 桜城, 桜木, 笹原, 三枝, 十郎佐, 初メロ, 松ヶ迫, 上原, 上五敷, 上湯ノ坊, 城, 新ヶ山, 新宮原, 新田, 深迫, 吹田, 杉山, 西別府, 石橋段, 川原田, 川合, 川副, 船津田, 薦牟田, 前田, 大丸, 中尾, 長牟田, 鶴喰, 鶴川原, 島ノ元, 島畑, 湯之元, 鏡, 馬渡, 鳩ノ峯, 別府及び餅坂の区域に限る。)及び柏原(ヌキノロ, 井手上, 井上, 永牟田, 横手元, 下手, 下小幡, 加治山, 開元, 外島田, 丸山口, 岩元, 久留須, 宮ノ下, 建山, 原田, 原田後, 原田前, 御手水, 御手洗, 甲原, 三段溝, 山下, 山仁田, 山内, 耳取, 種子田, 出口, 小松原, 焼堂, 鞆ノ坂, 上井出ノ上, 上浦崎, 上小幡, 上大願寺, 城ヶ迫, 仁王原, 諏訪原, 水洗, 水天向, 政所, 昔天神, 川原, 川口前田, 前田, 早馬, 打出し, 大願寺, 池迫, 中ノ丸, 長岡, 長山, 天神山, 田原, 田原ノ後, 島田, 東原, 頭無し, 日記田, 迫畑, 樋山, 百花合, 百田, 平田, 片野下, 片野山, 北谷川, 末松, 木場田及び夜星川の区域に限る。))の区域

(2) 移動を制限した家畜の種類

鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(3) 移動を制限した物品

病原体を広げるおそれがある物品

(4) 移動を制限した期間

令和3年1月13日から当分の間

2 搬出の制限

(1) 搬出を制限した区域

ア さつま町(永野(護摩野, 下原, 京田, 大木場, 別府原及び淵ノ上の区域に限る。), 久富木(外戸口, 北ノ川, 川原田, 大谷及び大迫の区域に限る。), 宮之城屋地(愛宕, 愛宕脇, 芦原, 井穴, 宇都, 屋地馬場, 下町, 蟹田, 外芦原, 外戸ノ口, 見越, 古城, 狐塚, 五日市, 五日町, 坂ノ下, 山ノ口, 松ヶ迫, 上町, 城内, 城之口, 城之前, 城之段, 諏訪原, 西ヶ迫, 石踊, 赤剥, 川添, 巢山下ノ段, 巢山上ノ段, 巢山中ノ段, 巢山飛渡, 大明神免, 大明神脇, 瀧ノ上, 中街道, 町ノ上, 町頭, 東ノ口, 桃ヶ迫, 豆ヶ迫, 八女, 八幡馬場, 終元, 終崎, 終脇, 風呂ヶ迫, 平田, 平畑, 峯下, 峯下小路, 堀畑, 木場田, 木場田口, 野久尾, 薬師院及び龍風ヶ迫の区域に限る。), 求名(芋ヶ迫, 蓑毛田, アザ野, ウケノロ, カンゲンガ平, ゼミ, タラノ木, ナラメ田, ハキ矢, ホキ田, モマ次郎, 芦牟田, 井ノ尻, 井穴, 井手段, 井樋ノ口, 稲ヶ迫, 芋ヶ迫, 宇都, 永田, 永峯, 押ノ尾, 押口, 横井畑, 横手, 鶯多山, 沖ヶ丸, 屋敷田, 下り野, 下宇都, 下原, 下船川, 下大師野, 下谷之口, 下免田, 化鳥ヶ山, 外原, 外戸ノ口, 柿木ヶ丸, 柿木掛, 柿木原, 滑, 間, 岩ノ元, 岩屋川内, 岩下, 岩川, 岩塚, 逆水, 久保山, 宮ノ元, 宮ノ前, 宮田, 宮之脇, 弓場ノ下, 境ノ元, 境ノ谷, 橋ノ口, 橋掛, 橋掛口, 芋ヶ迫, 桑水流, 畦越, 犬木屋, 原, 現王, 古屋敷, 古圃, 戸子田, 戸之口, 五反田, 御戸洗, 御倉原, 向川, 向圃, 高田, 高尾, 轟ヶ平, 黒淵, 坂ノ下, 坂ノ上, 鷺巢, 山ノ口, 山下, 山神段, 山瀬戸, 山沢津, 山中, 山伏塚, 山瀧, 仕明, 寺屋敷, 寺田, 七十地, 十文字, 出ノ段, 出口, 小一倍, 小猿喰, 小原, 小森, 小達山, 小池, 小鍋, 松下, 松元, 松山, 焼山, 焼杉, 上ノ原, 上ノ段, 上宇都, 上掛, 上山ノ口, 上船川, 上大師野, 上兔田, 上立山, 城, 城ヶ崎, 城之前, 植圃, 新屋敷, 垂水, 水堀, 水溜, 瀬戸ノ口, 瀬戸内, 正ヶ迫, 西ヶ丸, 西山, 西前田, 西平, 青木, 石行, 石塚, 責小場, 切山師, 切通, 川久保, 川原, 川平, 洗剥, 船川, 前田, 前畑, 前平, 倉ノ山, 早田ヶ丸, 巢山, 草場, 打越, 大猿喰, 大丸, 大山ノ口, 大谷川, 大段, 大坪, 大迫, 大平, 瀧ノ上, 谷川, 谷之口, 池田, 池平, 竹ノ下, 竹下, 中ノ段, 中ノ迫, 中原, 中山ノ口, 中大師野, 中島, 中尾, 中野, 中圃, 丁場, 長迫, 通山, 辻, 堤ノ下, 堤田, 天ヶ谷, 渡瀬口, 都畑, 土地, 東前田, 東俣, 桃木ヶ迫, 湯ノ尻, 湯ノ谷, 藤川, 豆漬, 頭ナシ, 堂ヶ迫, 堂ノ前, 堂ノ尾, 道ノ尾, 道下, 内原, 内木場田, 鍋ヶ迫, 南ヶ迫, 二反田, 日ノ丸, 日野山,

梅木迫, 白原, 迫田, 迫畑, 麦田ケ原, 畑井田, 八久保, 八女, 皮箆作, 樋ノ口, 樋掛, 樋之口, 尾下り, 尾柵ノ木, 苗代田, 浜弓場, 夫婦石, 平, 平原, 平谷, 平田, 平木場, 並松, 別府原, 片鹿倉, 辺母木, 峯本, 蜂ノ巢, 北山ノ口, 北平, 本熊田, 本迫, 牟田元, 木場ノ口, 木場田, 野久留, 野坂, 野平, 矢建ケ原, 矢倉川, 乱橋, 立山, 立石ケ迫, 立迫, 龍毛, 脇, 蕨川内, 蕨野, 佛ケ迫, 圃田, 廣段, 搦, 栢ケ原, 栢場, 栢, 栢香, 栢ケ原, 櫻木, 淵脇, 鎮ノ宇都及び鎮守山の区域に限る。), 虎居(カジノ下, キン田, サヤノ元, ヌルキケ迫, ホキノ元, ムベ山, 芦原, 一ノ瀬, 永田, 永田原, 園田, 横打, 屋根添, 屋敷田, 改田, 外戸ノ口, 外山ニタ, 岩下, 逆巻, 宮田, 宮之下, 弓場ヶ迫, 橋ノ口, 曲淵, 熊渡瀬, 栗ノ中, 栗畑, 慶兵衛, 原口, 原田, 狐ヶ迫, 後川, 荒田, 腰岩, 砂走, 坂ノ下, 崎山, 山ニタ, 山下, 山口, 山内, 山内ヶ平, 獅子丸, 出口, 小石ヶ段, 小石原, 小椎八重, 床並, 松尾, 菖蒲ヶ迫, 上ノ原, 上屋敷, 上山崎, 深田, 諏訪宇都, 水洗, 瀬戸ノ上, 西ノ丸, 西ノ原, 青木, 石場下, 石野, 切通, 千寿連, 川原田, 川水流, 川北, 前屋敷, 前田, 前畑, 大角原, 大迫, 瀧ヶ迫, 地蔵段, 竹下, 中棚, 中津川原, 朝畑, 長谷, 長迫, 鎮守原, 鎮守免, 椎木ヶ迫, 兎田, 土取, 土手下, 東ヶ迫, 湯ノ原, 同ノ丸, 堂ノ下, 堂ノ前, 堂ノ迫, 堂教平, 徳尾, 内ノ木場, 内梨, 鍋田, 南ヶ丸, 南原, 二百地, 二本松, 猫小路, 鳩ヶ迫, 樋ノ口, 樋掛, 鼻繰石, 柵木ノ段, 蛭田, 風原, 平田, 並栢, 甫立原, 北園, 蓑田, 木油ヶ迫, 野下, 柳ヶ迫, 柚木ヶ谷, 梨木畑, 脇ノ丸, 脇田, 淵ノ上, 淵脇, 瀧ノ尾及び稗田の区域に限る。), 虎居町, 広瀬(スダノ木, ナバイ松, 芦刈, 鮎ノ瀬, 井手ノ平, 井手ノ本, 芋洗, 猿喰, 下堂ヶ迫, 花立, 外小川田, 楽田, 笠岩, 岩井ヶ元, 宮ノ前, 境ノ谷, 芹原, 栗下, 桑木ヶ迫, 原, 古道, 五反田, 轟木, 三ノ崎, 三枝, 山神, 山仁田, 持溝, 持田, 小才, 小手六, 焼面, 菖蒲田, 上石ノ野, 神掛, 水玉利, 菅ヶ迫, 菅ノ山, 石橋, 折口, 船ヶ迫, 太郎原, 大久保野, 大橋口, 長迫, 長牟田, 鳥越, 辻, 渡之平, 豆付, 内小川田, 内之倉, 二八, 馬比辺, 萩ノ野, 白ボツコ, 畑ノ下, 平段, 北山仁田, 牟田, 木場田, 野下, 柳ヶ迫, 辨財天及び濱射場の区域に限る。), 山崎(稲荷迫, 下大田及び上大田の区域に限る。), 紫尾, 神子(クウベケ迫, フケン段, ヘゴ山, 庵迫, 伊良ヶ谷, 井手ノ上, 宇津良, 園山, 横場, 下屋敷, 外園前畑, 観音瀧, 関之段, 丸山, 岩下, 岩興, 岩坂, 岩嶺, 亀ヶ原, 久保畑, 宮田, 弓田ヶ段, 供養松, 曲山, 栗野後, 栗野山下, 桑木河内, 穴子山, 建山, 見帰り, 五反田, 向崩, 高下, 高嶺, 高嶺山下, 高嶺前畑, 黒仁田, 笹ノ段, 三ツヶ鼻, 山下平, 山中, 字川, 字川谷添, 寺床, 小山, 小焼山, 小兎ヶ尾, 小平谷, 松ヶ迫, 松尾, 松尾瀬ノ上, 松嶺, 上後迫, 上大迫, 上之原, 上之原畑, 城ノ段, 心ヶ原, 新開, 新田, 新田山下, 新田道添, 森石, 深田, 諏訪段, 水洗, 菅田, 瀬ノ上, 石戸ノ下, 石踊, 切通, 川屋ヶ原, 川平, 前田, 前迫, 前平, 善兵衛ヶ峠, 打込, 大崎田, 大焼山, 大石ノ元, 大野, 大野原, 大野前畑, 大野道添, 瀧ノ爪, 谷ノ渡, 竹ノ元, 竹下, 竹山, 中間, 中間前畑, 中之丸, 中野, 長迫, 長林, 辻場, 潰池, 渡瀬ノ口, 島廻り, 東條ヶ下, 東條ヶ段, 桃木ヶ迫, 藤之瀬, 豆潰, 堂ヶ迫, 鍋段, 楠ヶ丸, 二ツ山, 日ノ丸, 馬渡, 梅木ヶ迫, 抜谷, 飯田ヶ迫, 飯田ヶ平, 尾越ヶ迫, 尾高, 尾高前, 百合口, 福子田, 崩場, 牟礼ノ口, 木屋段, 木場田, 矢五ノ段, 柳野谷添, 由ノ木平, 落ヶ迫, 立花, 葛ノ段及び高尾の区域に限る。), 西新町, 船木, 中津川(ウケロ, ナメリ, ヲコキ迫, 井尻, 井料, 一本松, 宇都山, 宇堂原, 宇堂山, 永江, 永山, 園田, 猿後, 玉田, 下り山, 下原, 下馬場, 花立, 岩下, 亀甲, 宮園, 宮下り, 宮脇, 弓場迫, 弓田原, 九反, 鋏柄角, 後迫, 口坪, 向井原, 荒田, 高取, 高付, 高牟礼, 黒岩, 甕山, 佐原, 三光下, 山ノ口, 山開, 山添, 蛇穴, 手ハキ山, 小原, 松下, 松八重, 上新開, 新開, 新水洗, 新大迫, 新地, 新白金, 神前, 水洗, 星原, 石下橋, 赤迫, 先励, 川久保, 川原田, 川江平, 前田, 大丸, 大子田前, 大川田, 大迫, 瀧下, 瀧脇, 谷ノ口, 段, 段脇, 池鹿倉, 竹下, 竹笠, 中の丸, 中道, 町後, 鳥山, 鶴ヶ山, 堤田, 鏑流田, 田尻田, 藤ヶ迫, 堂地, 堂脇, 道添, 楠ヶ迫, 日露, 馬渡, 拝迫, 柏木, 白金, 畠添, 半崎, 板川, 飛山, 尾原, 尾付野山, 柵元, 不堂, 斧解, 武下, 武前, 米次田, 堀, 蓑牟田, 木場田, 野中, 柳原, 柳迫, 柚木谷, 冷水, 励, 六反田及び和田の区域に限る。), 鶴田(太平, ウソノ内, カメノク, キノム子, コチガ迫, タケニ田, タレノ口, ドン田, フ

ノ木、ヨケガ迫、ワナ掛、一ノ渡瀬、園田、下山神、下中川内、河野、牛付、牛木屋、古屋敷、轟木、黒仁田、三本松、芝屋ケ段、重平、小丸、松山、上高田、上山神、上中川内、城内、水洗、瀬戸、西平、石田、川屋原、前山、大浦、大角原、大平、鷹巢、池ノ元、中ノ段、中山、中川内、中道、長迫、渡ノ段、白崩、樋ノ原、樋ノ口、平田、米山、北平、北平前、枕辺、木場瀬、木場田、門口ノ平、野下、野中及び栢野尾の区域に限る。)、田原(宇治ケ迫、永迫、狐塚、三ツケ迫、耳取及び早谷の区域に限る。)、二渡(宇都、浦田、運床、永山、猿喰、乙房、下荒田、外園、岩坂、久辺山、宮ヶ原、郷ノ丸、権現宇都、犬拔山、戸木山、高城、轟山、三十本、山ノ口、山迫、舟ノ尾、小川、松ヶ迫、松下、樟脳山、上水流、城ノ下、真茅段、諏訪ノ下、水流、生楠、西、銭掛、前山、前川、前田、大山口、大廣湯、谷水、狸山、秩山、町原、鎮守ヶ迫、田平、吐合、堂ノ尾、日焼、梅木田、伯耆ノ本、飛渡、福ヶ迫、米山、嵐山、流合、林ヶ平、桑田、藪ヶ迫及び餘りの区域に限る。)、柏原(クワクワラガ迫、ヨカイ田、阿佐川、宇都、下内田、高塚、山神迫、小平、松ヶ角、上片野、深瀬戸、大谷、長迫、樋ノ迫、豊田方及び柳野山下の区域に限る。)、泊野(ぐみヶ平、園ノ段、沖田、屋床、下水流、下川平、花畑、久木野、宮ノ段、現王原、後牟田、高橋、高峯、三腰野、出口、小高峯、上久木野、上川平、大屋久原、大平、辻、平野、片平木場、本田、野尻、矢五郎、梨ヶ迫、流合及び和田の区域に限る。)、白男川、柗野(セリ谷、ナバヶ迫、阿津川、井手段、屋敷前、勘場、月ノ元、古園、狐ヶ迫、後谷、高田、轟ノ元、根越、桜ヶ葉山、笹段、市野、小敵、小迫、小八重、小平、松ヶ迫、新改、新田、前田、善十ヶ迫、大丸、大迫、辰石、谷口、池迫、竹下、中間、中野、鳥越、兔氏、島黒、湯の川内、豆ヶ迫、ニツ山、日添、萩ノ段、白石、迫田、筆落、別府、防ノ田、北迫、本谷、木場、野中、柳川内、柳田及び脇ノ川内の区域に限る。))及び平川(柿ノ木、ウグルス、悪四郎原、庵ノ宇都、鞍掛、井ノ尻、井戸ノ迫、井手山、井手頭、稲津、蔭平、宇都、宇道良、鶴木、永田、榎木ヶ丸、園島、横打、岡峯、屋根添、屋敷ノ前、屋敷添、屋敷田、下ノ段、下リ山、下永蓮葉、下屋敷、下原、下城下、下諏訪宇都、下中島、下天ヶ瀬戸、下木場田、下柳谷、仮屋ヶ迫、加治原、外園、柿山、柿木、柿木ヶ丸、柿木原、角石、笠松ヶ段、岩元、岩山、宮ノ上、宮ノ脇、宮園、宮坂、宮田原、去人、供養塚、金山、駒帰り、熊ノ八重、桑水流、恵美須、建山、建場山、見立、原田、古屋敷、後原、後川、後迫、鯉ノ巢、向原、荒屋鋪、荒田ヶ迫、轟キ、紺柿田、砂走、砂田、笹原、山ノ前、山下、紫尾谷、鹿ノ原、七久保、七拾三節、芝ノ段、芝起、狩越、渋柿、出口、小川田、小川内、小倉川、小椎八重、松ノ段、松下、菖ヶ迫、菖蒲渡瀬、鞆ノ迫、上ノ原、上ノ迫、上永蓮葉、上岩元、上宮田、上出口、上城ノ下、上諏訪宇都、上菅牟田、上大木場、上天ヶ瀬戸、城、城木場、新改、新城、深田、仁柿山、須田平、菅牟田、摺木、瀬戸山、西ノ園、西田、青木間伏、石原、赤瀬戸、切戸ノ下、切通、川久保、川原、川原田、前原、増田、村ノ後、大園、大原、大泉庵、大洞、大薄、大迫、大木場、谷ノ口、炭床、地神田、池ノ下、竹ノ元、中園、中新改、中渡瀬、中島、長尾平、陳ノ原、椎木ヶ迫、塚ノ丸、椿ヶ迫、天神ノ下、天役保、田ノ神丸、渡原、登尾、土取、島廻、東原、湯ノ迫、湯崎、当ベス、藤ヶ崎、藤ヶ迫、豆打原、堂ノ峯、道ノ下、道ノ上、道添、内神山、内田、鍋へキ、鍋山段、楠ヶ段、二本木、日ノ丸、破レ、梅木ヶ段、迫地、八幡楠、髮籬、比良田、肥床ノ段、尾座原、尾座原田、柗木ヶ迫、浜弓場、武堀切、福尾、平田、平八川原、別レノ元、片白、墓段、母ヶ野、北原、木屋瀬戸、餅田、野下、野開、野中、弥五郎、柳谷、揚ヶ段、葉山段、踊越、林ノ口、嶺北、園田及び廣割の区域に限る。))の区域

イ 出水市(武本(定之段の区域に限る。))及び下大川内(犬山の区域に限る。))の区域

ウ 薩摩川内市(祁答院町藪牟田、祁答院町上手(中福良、上手中央及び滝間の区域に限る。)、祁答院町黒木(浦、中、宮脇、本町、宇都、南及び小牧の区域に限る。)、祁答院町下手(川東、城北、川西、大村町、馬頃尾、下手中及び菊地田の区域に限る。)、東郷町鳥丸(鳥丸上の区域に限る。)、東郷町南瀬(笹野及び山之口の区域に限る。))及び東郷町山田(山田上、山田下、山田中及び古里の区域に限る。))の区域

エ 伊佐市(大口針持(猿屋、丸牟田、岩爪、雁俣、鬼小坂、吉原、弓場ヶ迫、懸木、原、高塚、黒仁田、砂走、山角、針持、水堀、瀬戸口、川添、前山、竹葉山、中野、釘野々、

南川，飛渡，尾元草，牟田元及び櫛木原の区域に限る。），大口曾木（屋敷段，山神及び曾木の区域に限る。）及び大口田代（先八重の区域に限る。）の区域

(2) 搬出を制限した家畜の種類

鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(3) 搬出を制限した物品

病原体を広げるおそれがある物品

(4) 搬出を制限した期間

令和3年1月13日から当分の間